

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度
2021年度 産業保健看護専門家認定試験要領

1. 目的

「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度に係る規定」 8条に基づき、産業保健看護専門家制度専門家（保健師）認定試験及び産業保健看護専門家制度専門家（看護師）認定試験を行う。

2. 産業保健看護専門家認定試験を受けることができる者

[日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程](#)第9条第3項又は第4項に定める条件を満たす者

3. 試験日時

2021年10月24日（日） 9時30分～16時00分（受付9時00分～）

4. 試験会場

東京有明医療大学（東京都江東区有明2丁目9番1号）

5. 試験に関する事項

所要時間：6時間

試験内容：グループディスカッション、個人面接、口頭試問、課題についての解答作成

なお、試験問題は回収する。

期待される到達度：評価基準の60%以上に到達していること。

6. 専門家認定試験受験資格要件

	規程・細則	要件
実務経験	産業保健看護に係る実務経験5年以上	規程どおり
継続教育	基礎研修50単位（専門40単位、実地10単位）	規程どおり ただし移行者は前制度分を含む
研究	次のいずれかを満たしていること 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上のGPS:Good Practice Samplesの発表実績があること	規程どおり (ただし経過措置あり※1)
学会参加	日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること	規程どおり
社会貢献	産業保健看護に係る社会貢献を行っていること	規程どおり

※1 研究（業績報告書（様式第4号：抄録・論文の写しも提出））における発表・投稿先は以下の経過措置となります。

【2021年2月28日以前に投稿・発表したものについて】
投稿・発表した学会を問わない。

【2021年3月1日以降について】
規程どおり（以下抜粋）。

- ・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること
- ・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practiceにおける発表実績であること
- ・日本産業衛生学会ホームページにおけるGPS:Good Practice Samplesの発表実績であること

7. 試験までの流れ

8月20日(金)【必着】	専門家認定試験受験資格審査申請書提出	以下8参照
9月上旬	事務局より認定試験受験資格証明書送付(郵送)	
受験資格証明書受取次第	専門家認定試験受験申込み開始	以下9参照
9月24日(金)	専門家認定試験受験申込み締切:必着	
10月1日(金)頃	事務局にて提出された書類を確認の上、受験前の確認連絡送付(メール) ※以下のアドレスを受信できるように設定すること senmonkaseido@heart.ocn.ne.jp	
10月15日(金)まで	事務局より、新型コロナウイルス感染拡大の状況による試験実施の判断結果の連絡送付(メール)	
10月中旬まで	専門家認定試験受験票送付(郵送)	
10月24日(日)	専門家認定試験	
11月中旬まで	合否通知(郵送)	

8. 専門家認定試験受験資格審査申請手続き(必要書類)と審査要件の経過措置

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。

必要書式は、産業保健看護専門家制度委員会HP (<http://hokenkango.sanei.or.jp/>) の「産業保健看護専門家 関係書式」よりダウンロードする。

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)
- 2) 研修単位報告書(様式第2号-1)、研修内容報告書(様式第2号-2)

経過措置内容:

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 3) 履歴書(様式第9号)
- 4) 実務経験報告書(様式第1号)
- 5) 業績報告書(様式第4号:抄録・論文の写しも提出)
- 6) 学会活動報告書(様式第5号:参加証の写しも提出) ※ 地方会例会は含まない。
- 7) 社会貢献報告書(様式第6号:委嘱状等の写しも提出)
- 8) 登録者基礎研修指導内容報告書(様式第3号)

経過措置内容:

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 9) 受験資格審査手数料:11,000円(消費税込み)

振込票(写)を産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)の裏面に貼付する。

9. 専門家認定試験受験申込みと必要書類の提出

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。

必要書式は、産業保健看護専門家制度委員会HP (<http://hokenkango.sanei.or.jp/>) の「産業保健看護専門家 関係書式」よりダウンロードする。

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第12号-2)
- 2) 産業保健看護専門家認定試験受験 資格証明書(受験資格審査終了後に送付)

- 3) 受験手数料（11,000円（消費税込み））の振込票（写）を産業保健看護専門家認定試験 受験申請書（様式第12号-2）の裏面に貼付する。

【各申請書及び必要書類送付先】

送付先：〒160-8306 東京都新宿区西新宿 5-25-11-2F(株)日本小児医事出版社内
日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局

振込先：銀行名：三菱UFJ銀行
支店名：新宿西支店（店舗番号 055）
口座種別：普通
口座番号：0574204
口座名：産業保健看護専門家制度委員会事務局
会計担当木幡義信（コハタヨシノブ）

【問い合わせ先】

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局 佐藤 貴志
〒160-8306 東京都新宿区西新宿 5-25-11-2F(株)日本小児医事出版社内
TEL 03-5388-5311 FAX 03-5388-5193